- 地区計画等の区域内の制限
  - 法68条の２第１項
  - 市町村
    - 地区計画等の区域内
    - 条例　制限を定めることができる
  - 地区整備計画　定められているものに限る

- 地区計画
  - 法68条の2第２項、令136条の２の５
  - 市町村　条例　基準を定める
  - 条例で定める制限基準
    - 用途の制限
    - 敷地面積の最低限度
    - 壁面の位置の制限
    - 高さ
      - 最高限度
      - 最低限度
    - 容積率
      - 最高限度　5/10以上
      - 最低限度
    - 建ぺい率　最高限度
    - 建築面積　最低限度
    - 形態　または　意匠の制限
    - 垣または　柵の構造の制限

- 予定道路の指定
  - 法68条の７
  - 特定行政庁
    - 予定道路
      - ☜法44条　規定を適用　道路内建築の禁止
      - 指定することができる
    - ↑↑あらかじめ
      - 利害関係を有するもの
      - 出頭を求めて　公開による意見の聴取
      - ↑↑↑建築審査会の同意　得なければならない
  - 特定行政庁
    - 建築物の敷地が…予定道路に接する
    - 敷地内に予定道路がある
    - ↑↑↑認めて許可
      - ☜予定道路を前面道路とみなして
      - ◎容積率の規定を適用する

- 知事の指定区域
  - 法68条の9
  - 地方公共団体　条例
    - ☜建築物に関する制限を定めることができる
    - 都市計画区域
      準都市計画区域以外
      - ↖️都道府県知事
      - 指定した区域
  - 敷地と道路との関係
    - 建築物の容積率
    - 建築物の建ぺい率
    - 建築物の高さ
    - 日影規制等

- 再開発等促進区等内の制限の緩和
  - 法68条の3
  - 特定行政庁
    - 認めるものは規定は適用しない↓↓↓
    - 法52条　容積率
    - 法53条　建ぺい率
    - 法55条
      - 第一種・第二種低層住宅専用地域
      - 高さの限度
  - 特定行政庁
    - 許可したものは規定は適用しない
    - 法56条　高さの制限
    - ↑↑↑建築審査会の同意　必要